

各位

株式会社CAICA DIGITAL
 代表取締役社長 鈴木 伸
 (コード番号: 2315 東証スタンダード)
 問合せ先:
 代表取締役副社長 山口 健治
 TEL 03-5657-3000 (代表)

第三者割当による株式会社CAICA DIGITAL第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー※）の締結に関するお知らせ

当社は、2022年12月23日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする株式会社CAICA DIGITAL第3回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）をEVO FUNDとの間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2023年1月10日
(2) 発行新株予約権数	150,000個
(3) 発行価額	総額1,335,000円（新株予約権1個あたり8.9円）
(4) 当該発行による潜在株式数	15,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は47.5円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は15,000,000株であります。
(5) 資金調達の額	1,319,835,000円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は89.3円とします。 本新株予約権の行使価額は、2023年1月11日に初回の修正がされ、以後3取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われている日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目の日の翌取引日（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の94%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額（以下「基準行使価額」といいます。但し、当該金額が、下限行使価額を下回る場合は下限行使価額とします。）に修正されます。また、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われませぬ。さらに、いずれかの価格算定期間に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取

	引の終値は当該事由を勘案して調整されます。
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 権利行使期間	2023年1月11日(当日を含む。)から2023年8月3日(当日を含む。)までとします。
(9) その他	当社は、EVO FUNDとの間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権(コミット・イシュー)の特徴

当社が本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数(15,000,000株)をあらかじめ定め、行使期間中の取引日の終値に基づき、本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として121取引日以内に、EVO FUNDが必ず本新株予約権の全てを行使する(全部コミット)手法です。概要は下記のとおりとなります。

株式会社CAICA DIGITAL第3回新株予約権	
発行数	150,000個
発行価額の総額	1,335,000円
行使価額の総額	1,339,500,000円(注)
期間	原則約6ヶ月 (コミット期間延長事由発生時を除く。)
修正回数(原則)	通算で41回(予定) (3取引日毎に修正、計41回)
行使価額	3連続取引日における終値の単純平均値の94%
全部コミット	121取引日以内における本新株予約権の発行数全ての行使を原則コミット
下限行使価額	47.5円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは当社及び子会社13社で構成されており、「デジタル金融の世界を切り拓く」をスローガンに掲げ、ITサービス事業と金融サービス事業を営んでおります。

暗号資産交換所Zaifの運営や暗号資産の投資運用を行うカイカエクステンディンググループ、暗号資産に関する金融商品の企画開発から販売まで行うカイカ証券グループ、ブロックチェーンに注力するITシステム会社であるCAICAテクノロジーズを擁しており、この3つの戦略事業を柱に、人材や組織の相互コミュニケーション

ンによる創発的イノベーションを通じて、デジタル金融におけるトップランナーを目指しております。

当社グループを取り巻く環境は、2022年10月期連結累計期間においては、ウクライナ情勢の長期化や世界的なインフレの加速、急激な円安による国内の物価上昇、新型コロナウイルスの感染拡大等先行き不透明な状況が続いております。また、直近ではFTXの経営破綻を発端とする暗号資産市場の混乱が続いております。

このような事業環境において、ITサービス事業においては、大手SIer等の既存顧客からの受注の拡大に加え、一次請けの比率を向上することでより一段高い収益確保に努めてまいりました。金融サービス事業においては、カイカ証券では暗号資産を中心とした多様な商品やサービスの提供、暗号資産交換所ZaifにおいてはUI/UX改善、処理性能向上を目的とした次世代システムへの移行、暗号資産市場の影響を受けづらい「自動売買おてがるトレード」や「Zaifコイン積立」といった新サービスの提供を実施いたしました。カイカキャピタルでは、暗号資産投資運用を本格化させることで収益化の実現に努めてまいりました。

しかしながら、2022年12月20日公表の決算短信における2022年10月期連結の業績は売上高6,442百万円、営業損失1,389百万円、経常損失1,395百万円、親会社株主に帰属する当期純損失6,244百万円を計上いたしました。これは主に金融サービス事業のカイカ証券とカイカエクスチェンジの業績が悪化していることに加え、当社連結子会社であるカイカフィナンシャルホールディングス及びその子会社において、暗号資産市場におけるステーブルコインの暴落などの外部環境の悪化等により事業計画の変更を余儀なくされ、当連結会計年度の売上及び営業利益は事業計画に比べ大幅な未達となったことから、のれん及び関連する事業資産を回収可能価額まで減額し、当該のれんの未償却額残高の全額である5,126百万円の減損損失、ソフトウェアの減損損失280百万円等、計5,527百万円の減損損失を計上したことによるものです。

カイカ証券は前連結会計年度に、カバードワラント（eワラント）の取次先である株式会社SBI証券が新規eワラントの銘柄追加を中止したことにより売上高が減少しております。この売上高減少を暗号資産関連商品の売上増で補うには至らず、2022年10月期においても業績は悪化しております。

カイカエクスチェンジは各国の金融引き締めが加速したことやウクライナ情勢の長期化によるインフレが影響し、暗号資産はリスクアセットとして大きく売られ、暗号資産の価格は大幅に下落いたしました。こうした市場環境の中、カイカエクスチェンジが運営する暗号資産交換所Zaifにおいて、暗号資産評価損を計上したことに加え、暗号資産価格の下落に伴う取引高の減少により業績が悪化いたしました。

また、カイカキャピタルにおきましても、暗号資産の市況悪化の影響を受け、暗号資産評価損を計上したことにより売上高が縮小いたしました。

これら業績悪化のリカバリー策として、2022年10月期第4四半期会計期間において、当社発行の暗号資産であるカイカコインの一部売却を検討しておりましたが、暗号資産市場の悪化により実現いたしませんでした。

また、当社グループは、当連結会計年度において4期連続で経常損失を計上したことで、当社連結子会社が主要取引金融機関と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触している状況であります。しかしながら、取引銀行には代表取締役2名が定期的に訪問し、当社グループの業績と事業の取組みについて進捗を報告する等、ディスカッションすることをご理解を頂いており、2020年10月期及び2021年10月期におきましては、シンジケートローン契約の財務制限条項に抵触による期限の利益喪失猶予のご承諾を頂いております。引き続き金融機関に対し当事業へのご理解とご協力をお願いするとともに、業績改善のための諸施策を遂行しております。具体的には、金融サービスセグメント全体のコスト削減として、業務機能の一部について管理部門の統合、販管費の大幅な見直しを中心としたコスト削減、暗号資産のレンディングサービスの提供等による事業拡大、売上が低迷しているカイカ証券における取扱い金融商品の選択と集中による改善を進めております。カイカエクスチェンジについては、市況低迷時の影響を抑えるためにストック収益型のサービスの拡充と販売を推進しております。これら業務改善策の遂行により、当社グループの経営基盤の強化・安定に努めてまいります。

以上のことをふまえて、当社グループは今般の金融サービス事業の業績改善や今後の更なる業容拡大のために、有利子負債残高（2022年10月期末時点残高：570百万円）の低減を進め、財務体質の改善を図り、事業環境の変化に対応するための財務柔軟性を確保していくと同時に、今後の更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、より一層の成長を遂げるためには、金融サービス事業への投融資資金の確保が重要であると考え、本新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

資金調達を行うに際して、別記「(2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、資金使途の目的に適用

資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：シヨーン・ローソン。以下「EJS」といいます。）から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、行使コミット条項が付されており、かかるコミットにより当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、EVO FUNDを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先であるEVO FUNDとの間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日（当日を含む。）から、原則としてその121取引日目の日（当日を含む。）（以下「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下「全部コミット期間」といいます。）に、割当予定先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

コミット期間延長事由（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、全部コミット期限は2023年7月5日（本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して121取引日目の日）ですが、この期限までにコミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、上記の期限は延長されることとなります。

全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある本新株予約権の下限行使価額の110%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）、又は⑤その他、割当予定先の事情に起因する場合を除き、何らかの理由で本新株予約権の行使ができない場合（以下、上記①乃至⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計20回（20取引日）を上限とします。）。

なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2023年1月11日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しま

しては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を6%として計算することとしました。但し、当該金額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。行使価額修正頻度に関しては一時的な株価の高騰又は暴落により行使価額が不当な水準に修正されることのないよう、修正日直前の株価ではなく直前3取引日の株価の平均を基準として行使価額を修正することとしました。平均株価に基づいて行使価額を修正する新株予約権の発行事例は数多く存在し、3取引日という参照期間も一般的です。

下限行使価額は47.5円（発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額）ですが、本新株予約権の発行要項第11項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(2) 資金調達方法の選択理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EJSから本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。

当社グループは、当連結会計年度において4期連続で経常損失を計上したことで、当社連結子会社が主要取引金融機関と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触している状況であります。かかる状況において、今後も取引銀行より継続的な支援が得られるものと考えておりますが、金融機関への対応も考慮し、財務体質を改善するには資本性の調達が相応しいと判断しております。また、暗号資産はリスクアセットであり、FTX経営破綻等の事象もあるところ、暗号資産に係る事業に関する資金は負債による資金調達よりも資本による資金調達の方が好ましいと考えております。

なお、MSワラントは、段階的に行使がなされ、希薄化が段階的に生じるため、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることが可能であると判断しております。また、株価の上昇局面においては想定していた金額よりも大きい金額を調達することが可能となっております。加えて、今回の資金調達手法はコミット条項が付されたMSワラントであるため、行使の蓋然性が高いと考えており、行使価額が固定された新株予約権においては類似の手法も存在していないため、MSワラントで資金調達することが望ましいと判断しております。

また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実性の高い資金調達

本新株予約権（対象となる普通株式数15,000,000株）は、コミット期間延長事由が発生しない場合、2023年7月5日までに全部行使（全部コミット）されます。かかるコミットにより行使の蓋然性は高く、本新株予約権の行使が比較的短期間に行われた場合には、当社普通株式の一定程度の希薄化が生じる可能性があります。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計15,000,000株で固定されており、株価動向にかかわら

ず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

④ 株価上昇時の行使促進効果

本新株予約権の行使により発行を予定している15,000,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑤ 株価への影響の軽減

本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価が下限行使価額を下回る等の株価低迷の局面において、更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑥ コミット条項による行使の蓋然性

本新株予約権には、原則として15,000,000株全ての行使を約するコミット条項が付されているため、株価が行使価額を上回って推移しているものの、本新株予約権が一向に行使されない事態を防ぐ設計となっております。

[デメリット]

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先であるEVO FUNDの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 株価低迷時に行使がされない可能性

本新株予約権は、株価が長期的に下限行使価額の110%を下回る水準で推移する状況では、コミット条項の義務が消滅し、行使が進まない可能性があります。

⑥ 希薄化の発生

借入又は社債と異なり、本新株予約権の行使により最大15,000,000株の希薄化が生じることになります。

⑦ 不行使期間が存在しないこと

本スキームは前回調達時と異なり、短期間における確実な資金調達を優先するため、コミット条項を付した上で、新株予約権を行使できない期間を設定できるといった設計とはしていません。

⑧ エクイティ性証券の発行の制限

下記「7. 割当予定先の選定理由等 (6)その他 イ ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約締結日から、本新株予約権が残存している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を得ることなく、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換できる証券等の発行等を行うことができません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株あたり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという観点では今回のスキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 行使価額が修正される通常の新株予約権（コミット条項が付されていない新株予約権）

行使価額が修正される新株予約権は、コミット条項が付されていないため、割当先に全ての新株予約権を行使する義務はないため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではな

い可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に
 おいて経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される
 上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当
 ないと判断いたしました。

⑥ 借入・普通社債・劣後債による資金調達

借入、普通社債、又は劣後債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさら
 に低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当では
 ないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

①	払込金額の総額	1,340,835 千円
	本新株予約権の払込金額の総額	1,335 千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,339,500 千円
②	発行諸費用の概算額	21,000 千円
③	差引手取概算額	1,319,835 千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき
 金額を合算した金額であります。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約
 権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込
 金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は
 減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当
 社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額
 並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、フィナンシャル・アドバイザー費用10百万円、登録免許税を含む登
 記費用4百万円、株式事務費用3百万円、弁護士費用1百万円、その他事務費用3百万円(有価証
 券届出書作成費用及び評価算定費用等)の合計額であります。なお、本件のファイナンシャル・ア
 ドバイザーは株式会社コア・コンピタンス・コーポレーション(東京都渋谷区渋谷二丁目2番5号、
 代表取締役 田原 弘之、以下「CCC」といいます。)です。CCCは、当社の出資するCK戦略投資事
 業有限責任組合の無限責任組合員であります。同組合の投資判断、重要事項は、CCCを含まない
 「投資委員会」が検討、決定することになっております。また、CCCは、2021年の当社による第2回
 新株予約権案件のファイナンシャル・アドバイザーをお願いし、アドバイスをいただいた実績があ
 ります。加えて、同社には当社のビジネスモデル、中期事業計画を十分に理解していただいている
 ことから、本件のファイナンシャル・アドバイザーを依頼いたしました。当社は適切なファイナ
 ンスについてCCCに相談し、協議を行った結果、本新株予約権の手法を選択いたしました。又、本新株
 予約権の引受先について、CCCから割当予定先を含む複数の候補先を挙げて頂き、その選定にあた
 って当社とCCCで協議した結果、EVO FUNDを選定いたしました。CCCには、割当先との打合せにも参加
 頂き、適宜アドバイスを頂くとともに、スケジュールなど、このたびの資金調達における全般的な
 アドバイスを頂いております。CCCの報酬については、割当予定先紹介の成約対価は含まれておりま
 せんが、本件に係る買取契約の締結時に4百万円、調達資金額が8億円、10億円を超えた時点でそ
 れぞれ3百万円が発生します。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権発行による上記差引手取概算額1,319,835,000円については、下記の資金使途に充当する予定
 であり、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	2023年10月期	2024年10月期	合計
--------	-----------	-----------	----

① カイカフィナンシャルホールディングスにおけるweb3事業の事業推進資金	40百万円	10百万円	50百万円
② カイカエクスチェンジの増資引受資金	700百万円	—	700百万円
③ カイカキャピタルにおける暗号資産投融資資金	410百万円	—	410百万円
④ 運転資金（有利子負債弁済資金）	160百万円	—	160百万円
合計	1,310百万円	10百万円	1,320百万円

- (注) 1. 調達資金は①から④の各資金使途の支出予定時期において、並行して各資金使途に充当する予定です。
2. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として121取引日以内に全ての本新株予約権を行使することをコミット（全部コミット）していますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

① カイカフィナンシャルホールディングスにおけるweb3*1事業の事業推進資金

当社子会社のカイカフィナンシャルホールディングスは、web3事業へ参入を表明し、その施策の第一弾として、2022年11月21日にブロックチェーンゲーム専門のNFT*2マーケットプレイス「Zaif INO」の提供を開始いたしました。「Zaif INO」において、カイカフィナンシャルホールディングスは、マーケットプレイスの運営会社という位置付けとなります。NFTの販売高に応じた販売手数料を収益源としており、1次販売に特化したマーケットプレイスとして、有力なゲームタイトルのNFTを継続的に取り扱っていく予定です。また、カイカフィナンシャルホールディングスは、暗号資産交換所Zaifの運営会社である株式会社カイカエクスチェンジを子会社に擁しております。Zaif INOの利用者によるZaifでの暗号資産の取引活性化、Zaif 決済サービスのZaif INO参加企業への提供、ユーティリティ性の高いトークンの取り扱い等、Zaif 経済圏の活性化も進めてまいります。

システム開発事業として創業より50年以上営んできたweb2.0時代、2016年にフィンテック事業に注力し、ブロックチェーン技術、暗号資産関連ビジネスへ参入したweb2.5時代を経て、この度「Zaif INO」の提供開始を第一弾としてweb3事業へ参入いたしました。web3においては、分散型ネットワークの基盤となるブロックチェーン、流通と決済における暗号資産が重要となります。その両方に精通し、かつ、安心安全な日本の暗号資産交換所Zaifを有する当社グループならではのスピード感でweb3事業の拡大を実現してまいります。そのためには、今後の更なる成長機会を迅速かつ機動的に捕捉し、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、事業推進のための資金の確保が重要であると考えております。これらのことから、カイカフィナンシャルホールディングスにおけるweb3事業の事業推進資金に50百万円を本調達金額から充当する予定です。

- ※1 web3とは、「分散型インターネット」とも呼ばれており、管理者が存在しなくてもブロックチェーン技術を活用してユーザー同士でデータを管理したり、個人間でのコンテンツの提供、デジタルデータの販売、送金などが可能となります。
- ※2 NFTとは、「Non-Fungible Token」の略称で、代替不可能で固有の価値を持つデジタルトークンです。NFTではすべてのトークンが唯一無二で、また分割することができないため、ゲームのキャラクターなどにNFTを利用することで、新たな価値共有の形態を実現し、また、その価値交換市場を提供することが可能となります。

② カイカエクスチェンジの増資引受資金

金融商品取引業者は、金融商品取引法第 46 条の 6 に基づき、自己資本規制比率が 120%を下回ることがないように当該比率を維持する必要があります。自己資本規制比率は、固定化されていない自己資本の額、市場リスク相当額、取引先リスク相当額、基礎的リスク相当額の増減により変動しており、今後の自己資本の額や各リスク相当額の増減度合いによっては大きく低下する可能性があります。暗号資産交換所 Zaif を運営するカイカエクスチェンジの 2022 年 9 月末現在の自己資本規制比率は 220.9%です。カイカエクスチェンジでは、お客様に安心して取引していただくために自己資本規制比率 200%以上を基準としております。200%を割ることが即、業務停止等の問題発生に直結するというのではなく、法令上は 120%以上を維持できていれば問題はあります。しかしながら、自己資本規制比率に余裕をもつことで、市場環境の変化やサービス提供の方針に柔軟に対応し、積極的な新サービスの開発が可能となります。このようなリスクを避け、自己資本規制比率の維持を目的としてカイカエクスチェンジの増資の引受資金として、700 百万円を本調達金額から充当する予定です。

③ カイカエクスチェンジにおける暗号資産投資資金

カイカエクスチェンジにおいては現在、暗号資産投資運用を本格化させることで収益化の実現を図っており、暗号資産投資運用資金として 410 百万円を本調達金額から充当する予定です。

④ 運転資金（有利子負債弁済資金）

当社グループは、金融機関 1 行を引受先とする社債を発行しております。また、金融機関 3 行とシンジケート契約（以下「本シンジケート契約」といいます。）を締結しており、本シンジケート契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。当社グループは 2022 年 10 月期における連結会計年度の決算確定をもって当該財務制限条項に抵触する見込みですが、当該金融機関とも本事実をもって直ちに期限の利益を喪失しないことについて協議する予定であります。

当社グループは、今般の業績悪化による財政状態への影響や今後の更なる業容拡大のために、自己資本の拡充及び有利子負債残高の低減を進め、財務体質の改善を図り、事業環境の変化に対応するための財務柔軟性の確保が重要であると考えております。今回の資金調達では、上記の金融機関に対する有利子負債の返済資金として、2023 年 3 月から 2023 年 6 月までに 160 百万円を充当する予定でございます。

これらの対応等による手元流動性の確保を通じて引き続き当社グループの経営基盤の強化・安定に努めてまいります。

なお、資金用途を変更する可能性は現時点ではありませんが、変更時は速やかに開示いたします。

5. 資金用途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当することで、財務体質の改善を図り、今後の成長分野への投資を実現していく予定です。よって、当該資金用途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、中長期的な業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金用途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である茄子評価株式会社（住所：東京都港区麻布十番一丁目 2 番 7 号、代表者：那須川 進一）（以下「茄子評価」といいます。）に依頼しました。茄子評価と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

茄子評価は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取

契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2022年12月22日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（95円）、配当額（0円）、無リスク利率（-0.07%）、当社株式の株価変動性（2.82%）及び市場出来高、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間にわたり一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権1個の払込金額を当該評価額と同額の8.9円としています。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、2022年12月22日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し6%下回る額の0.1円未満の端数を切り捨てた額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率6%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点にも配慮された設計となっており、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は15,000,000株（議決権数150,000個）であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数114,269,094株及び議決権数1,132,622個を分母とする希薄化率は13.13%（議決権ベースの希薄化率は13.24%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、中長期的な業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日あたり平均出来高は891,176株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数15,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である121取引日で行使売却するとした場合の1取引日あたりの株数は約123,967株（直近平均6ヶ月平均出来高の約13.91%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

(a) 名	称	EVO FUND
-------	---	----------

	(エボ ファンド)	
(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約71.3百万米ドル	
(g) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代表者の 役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2022年6月30日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス（住所：東京都千代田区神田駿河台3番4号龍名館本店ビル5階、代表取締役社長：山本 陽介）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先、その出資者及び役員が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の企業価値の向上及び事業の発展のための機動的かつ確実な資金調達方法について、継続的に検討してまいりました。そのような中で、2022年10月上旬に、EJSに資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。これまでに提案を受けたことがある新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、本スキームによる資金調

達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先として EVO FUND を 2022 年 10 月末に選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として 2006 年 12 月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役：シヨーン・ローソン）から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の 100% 子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EJS のあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

当社の役員は 2022 年 12 月 21 日において、割当予定先である EVO FUND とオンライン会議にて、EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するもの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア．当社は、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当社は当該 10% を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- イ．割当予定先は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (a) 本新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」といいます。）が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
 - (c) 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
 - (d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）以上の場合
- ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも

当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2022 年 11 月 30 日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である株式会社クシムは、その保有する当社普通株式の一部について、割当予定先への貸株（貸借株数：1,000,000 株、貸借期間：2022 年 12 月 23 日～2023 年 8 月 31 日、貸株利率：2.0%）を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

(6) その他

ア 先買権について

本買取契約において、下記の内容が合意される予定です。

当社は、本契約の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等（以下「本追加新株式等」という。）を発行又は交付（以下「本追加新株式発行等」という。）しようとする場合には、次の各号を遵守しなければならないものとする。

- (a) 当社は割当予定先に対し、追加新株式発行等を決議すべき取締役会の開催日の 3 週間前までに、その予定に係る主要な条件・内容を記載した書面（以下「本通知書」という。）を交付しなければならない。
- (b) 割当予定先は、本通知書を受領後 1 週間以内に、本通知書に記載された条件・内容により、本追加新株式等を引受けることを希望する旨を記載した書面（以下「応諾通知」という。）を当社に交付することにより、本追加新株式等を本通知書に記載された条件・内容により引受けることができる。
- (c) 当社は、上記(b)に従い応諾通知を受領しなかった場合のみ、本通知書に記載された条件・内容に従い、本通知書に記載された引受予定先に対してのみ、本追加新株式発行等を決議することができる。疑義を避けるために付言すると、当該本追加新株式発行等が前項に定める割当予定先又は EJS の承諾を要するものである場合には、当該決議に先立ち割当予定先又は EJS の書面による承諾を要する。
- (d) 当社は本追加新株式発行等を決議したときは直ちに適用法令に従い開示するものとする。

上記の定めは、次の各号の場合には適用されないものとする。

- (a) ストックオプション目的により、当社の役職員又はコンサルタント若しくはアドバイザーに対して、新株予約権を付与し、又は普通株式を発行若しくは交付（上記ストックオプション目的により付与された新株予約権の行使に基づくものを除く。）する場合において、当社の取締役会によって適法に承認され

た資本政策に従っており、かつその発行規模が発行済株式総数の5%未満の場合（本契約の締結日における株式数を基準に判断される。）

- (b) 開示書類に記載された既発行の株式（種類株式等で普通株式への転換請求権等を付与されているものを含む。）、新株予約権又は新株予約権付社債等の行使又は転換の場合において、当該行使又は転換が開示書類に記載された条件から変更又は修正されずに、当該条件に従って行われるとき
- (c) 上記の他、当社と割当予定先が、別途上記の先買権の対象外とする旨を書面により合意したとき

イ ロックアップについて

本買取契約において、下記の内容が合意される予定です。

当社は、割当予定先による事前の書面による承諾を得ることなく、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権が残存している間において、当社普通株式又は普通株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社普通株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせない。但し、上記の制限は、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が割当予定先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権又は普通株式を発行又は交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、事業上の提携に伴い発行会社の普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合については適用されない。

8. 大株主及び持株比率

(2022年10月31日現在)	
株式会社フィスコ	19.82%
株式会社実業之日本社	2.98%
株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス	2.51%
株式会社クシム	1.86%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.71%
株式会社SBI証券	0.62%
SMBC日興証券株式会社	0.56%
小島 智也	0.53%
白浜 利崇	0.35%
奥田 弘之	0.34%

- (注) 1. 「持株比率」は、2022年10月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。
3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、中長期的な一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出す

る結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
売上高（千円）	6,003,323	5,946,824	6,442,575
営業損失（△）（千円）	△679,903	△915,649	△1,389,488
経常損失（△）（千円）	△903,881	△929,310	△1,395,313
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△557,819	△799,897	△6,244,896
1株あたり当期純損失（△）（円）	△13.79	△10.87	△54.69
1株あたり配当額（円）	-	-	-
1株あたり純資産額（円）	145.50	97.38	42.81

(注) 当社は、2021年5月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2019年10月期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株あたり当期純損失及び1株あたり純資産額を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2022年10月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	114,269,094株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	70,000株	0.06%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-	-

(注) 上記潜在株式は、全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
始 値	24円	19円 ※331円	216円
高 値	63円	88円 ※335円	223円
安 値	13円	14円 ※152円	99円
終 値	19円	35円	113円

		※217円	
--	--	-------	--

(注)2021年10月期の※印は2021年5月1日付株式併合(普通株式10株を1株に併合)による権利落後の株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	2022年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	149円	135円	133円	102円	113円	109円
高 値	152円	140円	138円	125円	115円	111円
安 値	135円	131円	101円	99円	105円	83円
終 値	135円	134円	104円	113円	108円	95円

(注)2022年12月の状況につきましては、2022年12月22日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年12月22日
始 値	86円
高 値	100円
安 値	85円
終 値	95円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)

割 当 日	2020年8月12日
調 達 資 金 の 額	4,387,395,056円
募集時における発行済株式総数	360,858,455株
割 当 先	2020年8月11日現在の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主
当該募集による潜在株式数	普通株式360,665,501株(注1)
行 使 状 況	274,212,191個
現時点における潜在株式数	0株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① eワラント証券の増資引受にかかる資金 ② 運転資金(教育、採用、人件費) ③ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の社債の弁済 ④ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の社債の弁済 ⑤ 株式会社千葉銀行をエージェントとする協調融資(シンジケートローン)からの当社子会社の借入金の弁済 ⑥ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の借入金の弁済 ⑦ M&A資金
発行時における支出予定時期	① 2020年9月 ② 2020年8月~2022年1月 ③ 2020年12月~2021年6月 ④ 2020年9月~2021年3月 ⑤ 2020年11月~2021年5月 ⑥ 2020年11月~2021年5月 ⑦ 2021年2月~2021年10月
現時点における充当状況	全額充当いたしました。

(注)1. 上記表の「当該募集による潜在株式数」は割当日当日によるものです。また2020年9月16日をもって行使期間が満了しております。

2. 当社は、2020年6月18日付「有価証券届出書」において公表いたしましたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）により調達した資金の用途について、2020年9月30日、2020年12月18日及び2021年2月25日開催の取締役会にてその一部を変更することを決議いたしました。発行時における当初の資金用途及び現時点における資金用途は以下のとおりです。

（発行時における当初の資金用途）

具体的な用途	金額	支出予定時期
① e ワラント証券の増資引受けにかかる資金	500百万円	2020年9月
② 運転資金（教育、採用、人件費）	200百万円	2020年8月～ 2022年1月
③ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の社債の弁済	41百万円	2020年12月～ 2021年6月
④ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の社債の弁済	102百万円	2020年9月～ 2021年3月
⑤ 株式会社千葉銀行をエージェントとする協調融資（シンジケートローン）からの当社子会社借入金の弁済	188百万円	2020年11月～ 2021年5月
⑥ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の借入金の弁済	61百万円	2020年11月～ 2021年5月
⑦ M&A 資金	1,682百万円	2021年2月～ 2021年10月
⑧ 運転資金	1,552百万円	未定
合計	4,326百万円	

（現時点における資金用途）

具体的な用途	金額	支出予定時期
① e ワラント証券の増資引受けにかかる資金	500百万円	2020年10月
② 運転資金（教育、採用、人件費）	200百万円	2020年8月～ 2022年1月
③ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の社債の弁済	41百万円	2020年12月～ 2021年6月
④ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の社債の弁済	102百万円	2020年9月～ 2021年3月
⑤ 株式会社千葉銀行をエージェントとする協調融資（シンジケートローン）からの当社子会社借入金の弁済	188百万円	2020年11月～ 2021年5月
⑥ 株式会社三井住友銀行からの当社子会社の借入金の弁済	61百万円	2020年11月～ 2021年5月
⑦ M&A 資金	220百万円	2021年3月
⑧ 運転資金	479百万円	2020年12月～ 2021年3月
⑨ 株式会社フィスコデジタルアセットグループの発行する無担保普通社債の引受	400百万円	2020年9月
⑩ 暗号資産ファンドへの出資	100百万円	2020年12月
⑪ アートファンドへの出資	200百万円	2020年12月
⑫ Zaif HD株式の取得	1,535百万円	2021年3月
⑬ Zaif HD増資引受	300百万円	2021年3月
合計	4,326百万円	

・ 第三者割当による行使価額修正条項付株式会社CAICA第2回新株予約権（停止要請条項付）

割 当 日	2021年5月6日
発 行 新 株 予 約 権 数	100,000 個

発行価額	総額 37,800,000 円 (新株予約権 1 個あたり 378 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	3,900,160,000 円
募集時における発行済株式総数	63,507,064 株
割当先	東海東京証券株式会社
当該募集による潜在株式数	10,000,000 株
現時点における行使状況	9,599,000 株 (残新株予約権数 0 個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,966 百万円
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ① 株式会社カイカエクスチェンジ (旧商号：株式会社 Zaiif) の次世代システム開発費 ② 株式会社カイカエクスチェンジ (旧商号：株式会社 Zaiif) の内部管理態勢強化 ③ 当社グループ全体のリブランディング ④ 株式会社カイカキャピタル (旧商号：株式会社 Zaiif Capital) における暗号資産運用資金 ⑤ カイカ証券株式会社 (旧商号：eワラント証券株式会社) の増資引受
発行時における支出予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ① 2021 年 5 月～2023 年 4 月 ② 2021 年 5 月～2023 年 10 月 ③ 2021 年 5 月～2023 年 10 月 ④ 2021 年 5 月～2023 年 10 月 ⑤ 2021 年 5 月～2023 年 10 月
現時点における充当状況	全額充当いたしました。

(注) 当社は、当社グループの金融サービス事業の強化やリブランディング等を目的として、2021 年 5 月 6 日付で東海東京証券株式会社 (以下、「東海東京証券」といいます。) を割当先とする第三者割当の方法により、行使価額修正条項付株式会社 CAICA 第 2 回新株予約権 (停止要請条項付) を発行しましたが、当社の株価が下限行使価額である 195 円を下回っていることから、2021 年 11 月 2 日以降行使はされておらず、2021 年 11 月における月間終値平均株価である 180.1 円と下限行使価額と実勢価額が乖離していることから、今後の行使が望めない状況であるため、2021 年 12 月 7 日に当社から東海東京証券へ取得することを通知いたしました。これに伴い、調達する資金の額が当初想定約 39 億円に対し、2021 年 12 月 7 日現在の調達額が約 20 億円にとどまったことから、資金使途は以下のとおりに変更いたしました。

(発行時における資金使途)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 株式会社カイカエクスチェンジ (旧商号：株式会社 Zaiif) の次世代システム開発費	760	2021 年 5 月～2023 年 4 月
② 株式会社カイカエクスチェンジ (旧商号：株式会社 Zaiif) の内部管理態勢強化	300	2021 年 5 月～2023 年 10 月
③ 当社グループ全体のリブランディング	200	2021 年 5 月～2023 年 10 月
④ 株式会社カイカキャピタル (旧商号：株式会社 Zaiif Capital) における暗号資産運用資金	2,200	2021 年 5 月～2023 年 10 月
⑤ カイカ証券株式会社 (旧商号：eワラント証券株式会社) の増資引受	440	2021 年 5 月～2023 年 10 月
合計	3,900	—

(取得及び償却後の資金使途)

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
① 株式会社カイカエクスチェンジ（旧商号：株式会社Zaif）の次世代システム開発費	760	2021年5月～ 2023年4月
② 株式会社カイカエクスチェンジ（旧商号：株式会社Zaif）の内部管理態勢強化	300	2021年5月～ 2023年10月
③ 当社グループ全体のリブランディング	200	2021年5月～ 2023年10月
④ 株式会社カイカキャピタル（旧商号：株式会社Zaif Capital）における暗号資産運用資金	706	2021年5月～ 2023年10月
⑤ カイカ証券株式会社（旧商号：eワラント証券株式会社）の増資引受	0	2021年5月～ 2023年10月
合 計	1,966	—

**株式会社 CAICA DIGITAL 第 3 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社 CAICA DIGITAL 第 3 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,335,000 円(本新株予約権 1 個当たり 8.9 円)
3. 申込期日 2023 年 1 月 10 日
4. 割当日及び払込期日 2023 年 1 月 10 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 15,000,000 株(本新株予約権 1 個当たり 100 株(以下「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 150,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 8.9 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、89.3 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後 3 取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して 3 取引日目(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ 3 連続取引日(以下「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の 94%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、いずれかの価格算定期間内に第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
 - (2) 下限行使価額は、当初 47.5 円とする。
 - (3) 下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1 円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
 - (7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
2023 年 1 月 11 日(当日を含む。)から 2023 年 8 月 3 日(当日を含む。)までとする。
 13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
 14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の 10 取引日以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
 16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資

本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第 10 項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 五反田支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。